

Q & A



どんな人が訪問看護を受けられるの？

乳幼児から高齢者まで、主治医が訪問看護の必要性を認めた全ての方が利用できます。

例えば・・・

- ・若い方で病気や怪我のために在宅療養されている方（医療保険で利用）
- ・介護保険認定を受けている方（介護保険で利用）

傷の手当や管の交換、吸引などの医療処置・在宅酸素療法や人工呼吸器などの医療機器の管理が必要な方だけでなく、閉じこもりがちや寝たきりになる恐れのある方、リハビリテーションや服薬相談が必要な方、認知症の方などもご利用いただけます。

訪問看護を実施しているところは？

訪問看護ステーションが行う訪問看護と医療機関（病院・診療所）等が行う訪問看護があります。

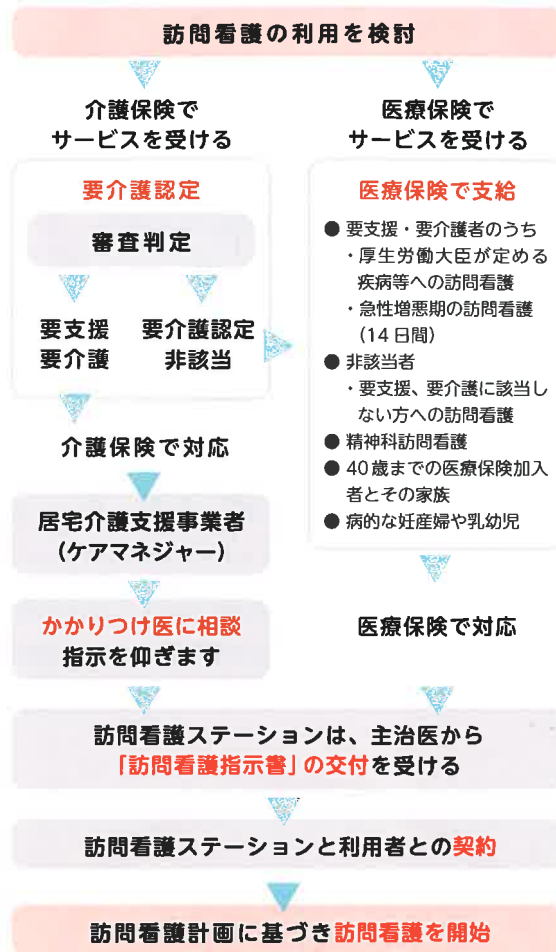
訪問看護は保険の種類によって利用方法が違うの？

- 介護保険による訪問看護
要介護・要支援と認定された方は介護保険で利用できます。
- 医療保険による訪問看護
病気やけが等により、ご自宅で継続して療養をされる方（要介護者等以外）は医療保険で利用できます。

夜間や休日でも来てくれるの？

通常の定期的な訪問以外に、夜間・休日に突発してしまった病状の変化や、心配・お困りごとに対しては、24時間電話連絡がとれる契約を加えていただくことで、電話での相談や必要時の訪問が可能になります。24時間365日、皆さまの安心を支えます。
※一部、夜間休日の対応体制をとっていないステーションがありますので、契約時にご確認ください。

訪問看護ご利用の流れ



お問合せ

一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会
〒420-0043 静岡市葵区川辺町二丁目 4-13
常葉サテライトビル3階

TEL 054-275-3339

FAX 054-275-3338

<http://www.shizuoka-vnc.jp>



訪問看護って どんな感じ？



一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会

退院前から ご相談に応じます



入院中から自宅での生活を見据えて、介護方法や環境についての相談に応じます。退院後も、かかりつけ医と相談しながら、病状のコントロールやリハビリなどを続けられます。

疾病の悪化防止や 生活障がい予防、 健康管理などを行います



体調の観察、疾病の予防・悪化防止の支援、排便コントロールの支援、栄養や薬の管理・指導などを行います。

医療処置があっても 医療機器を使っても 自宅で生活ができます



人工呼吸器や吸引器等を使っている方でも自宅で安全に安定して過ごせるように、医療処置の方法や医療機器の取り扱いの説明や支援をします。点滴や床ずれの処置なども行います。

訪問看護とは？



訪問看護師は、病気や障害があっても、住み慣れた家で安心して生活続けることができる方法を、ご本人やご家族と一緒に考えます。看護師や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がご自宅に訪問し、お一人おひとりの状況に合った「オーダーメイドの支援」を行います。



介護予防や介護方法の 支援を行います



初めて介護する方でも上手に介護できるように支援します。在宅で必要な訪問介護や、その他の介護サービスについての相談・助言を行います。

認知症や精神障害が あっても自宅で生活が できます



自宅での生活が継続できるように、病気の悪化を防止するために、薬の管理やご本人やご家族への指導や支援を行います。

自宅で最期まで 過ごすことができます

自宅で最期を迎えさせてあげたいというご希望があれば、最期まで苦痛なく過ごせるように支援します。また、介護する方が不安なく看取ることができるように支援します。